平成２２年（フ）第１２７号
三重県松阪市小黒田町221―１　コスモハイム１―D、住民票上の住所三重県度会郡大紀町大内山961番地７
債務者　米倉　　忍
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６２７号
高知市神田1789番地５　フレグランス吉野201
債務者　植田　耕治
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６１号
高知県南国市小籠２丁目９番８―404号
債務者　織田　貴江
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８３７号
高知市秦南町１丁目９番２号　ロイヤルレジデンス秦310
債務者　國久　　昭
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４１号
高知市朝倉己177番地１　大谷ブルーハイツ104
債務者　川久保廣子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４９号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅C棟305号
債務者　福本　佳奈
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１６１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋450番地１エクセレンス内橋201号
債務者　上田　和史
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０９０号
福岡県太宰府市大佐野４丁目18番14号
債務者　香川　伸行
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５０７号
福岡県春日市若葉台西３丁目51番地６
債務者　井土　正一
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５０８号
福岡県春日市若葉台西３丁目51番地６
債務者　井土　夏江
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５４４号
福岡市南区高宮１丁目４番５―905号
債務者　前原　保夫
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９１７号
福岡市博多区月隈６丁目16番40―103号
債務者　前島　瑞恵（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０３１号
福岡市博多区古門戸町７番４―1102号
債務者　境田衣里子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０３８号
福岡県糸島市志摩御床2142番地２
債務者　飯干　智穂（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０８９号
福岡市早良区百道２丁目１番315号
債務者　甲斐　鈴子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０９５号
福岡県宗像市和歌美台７番12号
債務者　狩塚真由美（旧姓西園）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１２９号
福岡市東区城浜団地７番406号
債務者　冨永　由香
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６３３号
大分県別府市浜脇３丁目４番15号　レオパレス桝屋107号
債務者　藤田　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係